

## ～二輪車の、無謀・危険な運転防止！～ 交通マナーの向上をお願いします！

二輪車は、手軽な乗物で機動性もよいです。

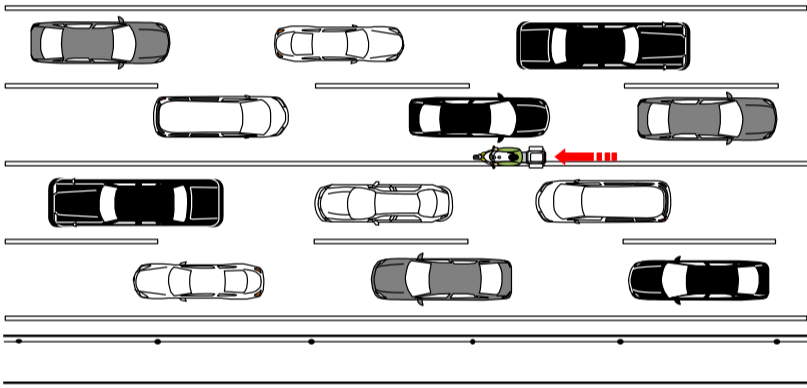
しかし、身体を守る装備がないため、二輪車の交通

事故は、「大けがのおそれ」「生命の危険」を伴います。



以下のような運転は、交通事故の原因となり大変危険です！

### 中央線を越えて右側通行



車両は、道路（車道）の中央から左側部分を通行しなければならない。  
※中央線がある場合は、その線が中央。  
（一方通行路や道路の損壊・工事等の例外を除く。）

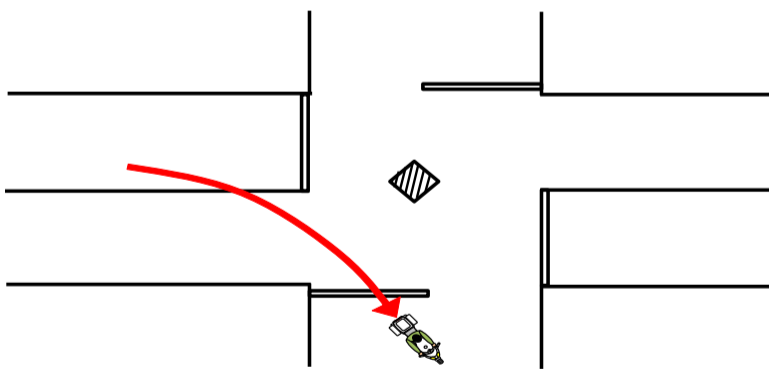
◎通行区分違反

反則金 二輪7千円、原付6千円  
点数2点



**違反です！**

### ショートカット右折



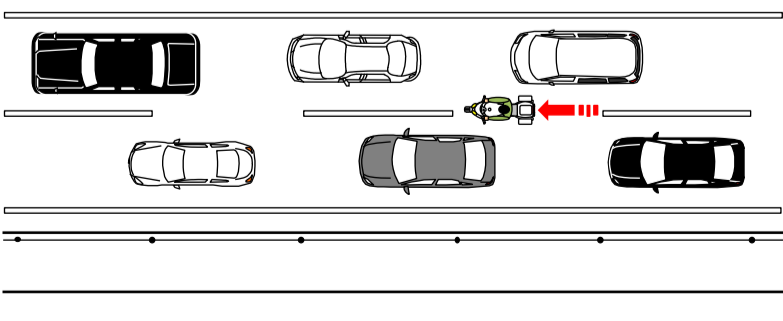
交差点で右折する際は、交差点中心の直近の内側を徐行しなければならない。  
（通行すべき部分が指定されていたり、原付で二段階右折しなければならない場合を除く。）

◎交差点右左折方法違反

反則金 二輪4千円、原付3千円  
点数1点

### すり抜け

反対車線



●車と車の間等をすり抜けて走行していませんか？

並走車両と接触したり、横断している車両や歩行者と接触する危険性があります。

**危険です！**

